

「近づきたいね、暮らしと政治」をスローガンに、1990年に地域の女性たちが中心となり設立した市民の政治団体です。

江戸川・生活者ネットワーク

それゆけ!レポート Vol.102 2014.1.20

発行:江戸川・生活者ネットワーク / 〒132-0033 江戸川区東小松川3-35-13-205 / 発行人:藤居 阿紀子 / 連絡先: ☎03-5607-5975



スラローム競技施設の計画は葛西臨海公園を大きく変えてしまう

「都市の中心で開催するコンパクトな大会」これが、東京オリンピックのコンセプトです。競技場などの施設整備は37会場。サッカー予選会場を除けば、半径8km圏内に施設が9割以上集中し、確かにコンパクトになっています。その円内には江戸川区の一部も入り、葛西臨海公園の西側に20ha(東京ドーム4個分)の新設会場として、カヌー(スラローム)競技場が配置されています。

葛西臨海公園内にカヌー(スラローム)競技場を計画

2020年のオリンピック開催地が東京に決まり、国際的なスポーツの祭典に心を躍らせている方も多いと思います。しかし、開催コンセプトとは裏腹の大きな環境破壊につながる競技施設の建設が問題になっています。

葛西臨海公園を壊さないで!!

—環境に配慮したオリンピック開催を求めよう—

葛西臨海公園・葛西浜公園は、都心の貴重なオアシス

81haにわたる葛西臨海公園は、埋め立て地を造成して整備され、1989年に開園しました。葛西浜公園は2つの人工干潟とその沖合約411haの部分で、遠浅の三枚洲や三日月干潟を保全する大切な役割を担っています。葛西沖は、高度経済成長期に埋め立てられ、海水汚染、廃棄物の不法投棄などで、急速に自然を失いました。破壊された自然環境を再生するために都が整備した公園は、25年経った現在、見事な生態系が蘇っています。海、池、湿地、草原、林など変化のある環境が揃っていて、その「連続性」は植生や生物にとって欠かせない要素です。豊かな自然を創出するという当初のゆるぎないデザインと、長い年月、公園整備にかかわってきた人々の努力のたまもの他にありません。



公園西の海岸線から観るこの景観はなくなり、観客席の人工物に遮られる

代替地を求め、環境保全とオリンピックの両立を

スラローム競技は激流を漕ぐスポーツです。競技会場は高低差のある人工的な川やプールを作り、その水をポンプアップして循環させる大型施設になり、西側の広い範囲で樹林も池も根こそぎにする建設工事が行われます。それは公園の「連続性」を絶ち、生物が激減することは想像に難くありません。

生活者ネットワークは「東京湾を泳げる海にする」という政策のもと、地域のNPOと共に、自然観察会や漂着ゴミの調査などを行ってきました。25年かけてここまで再生した豊かな自然地を、16日間の競技のために壊してしまうことは、愚かな行為だと言わざるを得ません。

人工競技場であるなら、水流が確保できるベイエリアに更地になっている未利用地はいくつでも候補が挙げられます。開催地の東京都民として、地元の人々の江戸川区民として、多くの声を届け環境保全とスポーツの祭典を両立する道を進みましょう。

(奈良 由貴)

生活権、財産権を侵す～治水効果もなき「スーパー堤防」

スーパー堤防は1987年、国の治水事業として創設されましたが、江戸川区では2006年、独自に「スーパー堤防整備方針」を策定、江戸川、荒川の全沿川を計画区域と決めました。超過洪水対策とされる事業ですが、東日本大震災では地震の揺れにより2地域で沈下、液状化が起き、盛り土そのものの危険性も露呈しています。



昨年未時点で家を取り壊していない権利者24名に催告書が届けられた



スーパー堤防は、まちづくりとセットで行うことがルール

会計検査院によれば、事業開始から四半世紀経ってなお、その整備率は1.1%。対象6河川873kmでの実施が計画されていたものの、国の検討会を経た結果、今では計120kmに縮小されました。わずかな整備率からは、急ぐべき治水対策として効果的か、また、大幅な縮小からは、真に必要な事業なのか、改めて問われます。実際、すでになされた事業地を見れば、建物のための造成地に過ぎず、治水対策とはほど遠い部分的整備ばかりです。会計検査院や研究機関は「つながらなければ効果はない」と指摘しています。

こうした中、ゼロメートル地帯でもなく、過去一度として水害を被ったことのない北小岩1丁目東部地区(延長100m、1.4ha、住民255名)では、スーパー堤防と一体の土地区画整理事業を行うとして、47億円の総工費が予定され、住民が立ち退きを迫られる事態になっています。スーパー堤防と一体の区画整理事業は、これまで6河川12地区においてなされていますが、従前地は水田や蓮田、工場跡地などで、人が生活している居住地で実施しているのは平井(延長150m、1.2ha、住民220名)、次いで北小岩であり、いずれも江戸川区の事業です。

すでにコミュニティが形成されている居住地でのスーパー堤防化は、基本的人権に関わる大きな問題をはらんでいます。その範囲内の建物は盛り土のため一斉に取り壊されます。合意していなくても、取り壊して明け渡す日が決められ、最終的に区は強制執行することができます。スーパー堤防と区画整理が完成するまでに2度の移転を強いられ、新たな換地先に新居を建てるにあたり、同程度の家屋が再築できる補償はなされません。区画整

理は本来、居住環境を良くする事業でありながら、他の地域に転出する住民も多くいるのが実態です。特に高齢者にとっては「戻れない片道切符」「年金での新築は不可能」であり、さらに過酷です。

丁寧な合意形成がなされてこなかった結果、反対住民が区を相手取って2011年、取消訴訟を提起、現在、東京高等裁判所で係争中です。第一審で区は「スーパー堤防は区画整理の前提ではない」として、それまでの住民説明を覆し、司法もスーパー堤防を争点にせず、原告の主張は却下されました。

区は、今後も本事業を進めるとしていますが、区内対象地区には4万世帯9万人が暮らし、区内全域完成までに200年、2兆7千億円と試算されています。防災・減災対策ならば、脆弱な場所を優先し、住民に負担を与えず、より少ない費用で短期間にできる連続地中壁工法など、他の有効な堤防強化こそなされるべきです。

お住まいの地区がスーパー堤防事業の対象地となったら、みなさんは賛成できますか?
(稲宮 須美)